

ID: 31

担当部署: スポーツまちづくり推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町スポーツ施設条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第9条第1項の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 スポーツ施設を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由によりスポーツ施設を使用することができなくなった場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日